



1 いわゆる業務指針の見直しについて(P.2)

厚生労働省 医政局 歯科保健課
歯科口腔保健推進室長 和田 康志

2 賛助会員からの活動紹介

「県歯科医師会に勤務する歯科衛生士として」(P.2)

公益社団法人 茨城県歯科医師会
事業課長 藤田 かおり

3 災害歯科保健医療体制研修会参加報告<西日本ブロック>(P.4)

島根県 浜田保健所 健康増進課
健康づくり係長 加戸 三喜

4 先輩からのエール (P.5)

前埼玉県本庄保健所長
遠藤 浩正

5 都道府県 世話役のつぶやき (P.6)

滋賀県 健康医療福祉部健康しが推進課
主幹 若栗 真太郎

島根県 出雲保健所 健康増進課
歯科衛生主任 林 はづき

「歯っとサイト(歯科口腔保健の情報提供サイト)」掲載コンテンツ募集!

「歯っとサイト」<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/index.html>では、掲載コンテンツを募集しています。
掲載を希望される場合は、「行歯会だより」の配信メールに記載されている編集担当宛に御連絡ください。

1 いわゆる業務指針の見直しについて

厚生労働省 医政局歯科保健課
歯科口腔保健推進室長 和田 康志

都道府県及び市町村における歯科保健業務に関しては、これまで「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針(平成9年3月3日付健政発第138号厚生省健康政策局長通知)」(以下「業務指針」)に基づき運用されてきました。

私自身、何度か歯科保健課に配属され、課の業務に関わっている中で、業務指針が古くて現状と合っていないなあと感じつつ、重い腰が上がらずに、今日まで店ざらしにしていました。

業務指針については、行歯会や各自治体担当者から改正に関する要望が日増しに多くなってきたこと、令和3年度の歯科保健課の予算事業において新たな業務指針に入れ込むべき内容について検討が行われたこと、令和6年度から第二次の基本的事項が開始することなどの様々な要因が重なって、今年度から各自治体で運用できるよう「[地方公共団体における歯科保健医療業務指針](#)」という名称に衣替えし、ほぼ全面改正を行う事としました。



主な改正点は、

- ・歯科保健業務に加えて、歯科医療業務を追加
- ・都道府県及び市町村以外の保健所設置市及び特別区の業務を追加
- ・平成9年から現在に至るまでの歯科保健医療を取り巻く状況を踏まえた業務を追加

の3点です。

業務指針を見直すことを幹部に説明した時に、「見直しは遅きに失したね」、「これは良いことだ!」、など大変前向きな評価をいただきました。また、見直しについても、「5年や10年と決めるのではなく、その時々状況に応じて柔軟に見直せば?」というご意見もいただきました。この点は、新業務指針の運用状況をみながら、行歯会の先生方のご意見も伺いつつ検討していこうと思います。

最後になりますが、新業務指針の作成に御協力いただいた、行歯会の先生方、厚生労働省や他省庁の関係者の方々に厚く御礼を申し上げます。

2 賛助会員からの活動紹介

「県歯科医師会に勤務する歯科衛生士として」

公益社団法人 茨城県歯科医師会
事業課長 藤田 かおり

1 はじめに

皆様、大変お世話になっております。茨城県歯科医師会の藤田と申します。
賛助会員として、行歯会の貴重な情報をいつも参考にさせていただいています。

2 自己紹介

私は、茨城県の職員として、保健所や県庁に勤務していましたが、勤続20年目に一念発起し、県を退職して県歯科医師会に入職し、普及啓発活動など公益事業に従事しています。現在は、事務局の管理職として会務運営に携わりながら、フッ化物洗口普及活動や県民向け歯科講座、市町村事業の支援、広報等の業務を行っています。

この度、寄稿の機会をいただきましたので、歯科医師会について書かせていただきます。行歯会の皆様にとって歯科医師会は、歯科保健事業を進めるうえで連携が不可欠な関係団体といえると思いますので、少しでも参考になれば幸いです。



3 歯科医師会ってどんなところ

私自身は、事業を委託する側から受託する立場となった訳ですが、歯科医師会に入って、多岐にわたる膨大な業務に関わることになりました。本会では、分野ごとに委員会を編成して、学術、厚生、医療管理、広報、総務、地域保健、介護保険、

学校歯科、社会保険、情報管理、歯科専門学校運営、口腔センター運営等の事業を進めており、加えて、災害支援、警察歯科医、防災危機管理等の対応も行っています。それらの多くの業務を役員や委員会の先生方と事務局職員が連携して遂行しています。

行政の組織と大きく異なるのは、仕事の指示を仰ぐ上司（具体的には役員である歯科医師）が常勤していないことです。当然のことですが、歯科医師会の先生方は、臨床の現場で歯科診療に従事しています。そのため、会議や研修会などの行事は、歯科医院の休診日、日曜日、夜遅い時間などに開催されることがほとんどです。事務局職員は、多忙な先生方のスケジュールと調整しながら事業を組み、メールや電話で指示を受けながら、幅広い業務に対応しています。熱心かつパワフルに歯科保健活動に取り組む歯科医師の存在とそれを支える事務局により、様々な歯科保健事業が成り立っています。

行歯会の皆様には歯科医師会に対し『気軽に相談しにくい』といった印象をお持ちのかたもいらっしゃるかもしれませんが、少しでも内情をご理解のうえ、積極的に情報を提供いただけましたら有り難いと考えております。

4 フッ化物洗口の普及拡大のために

さて、私は、県に在職中から、むし歯が多い茨城県でのフッ化物洗口普及を悲願としてきました。当時は、県の事業としての取組がなく、表立った活動はできませんでしたが、歯科医師会では、関係者を対象とした説明会や保育所等に出向いての指導など地道な普及活動を続けてきました。令和3年度からは県の重点事業としてフッ化物洗口事業が予算化され、県と連携して積極的な活動を展開しています。

県からの委託事業の一環として、「茨城県フッ化物洗口マニュアル」、「フッ化物洗口 Q&A」、「フッ化物洗口マンガ本」を発行し、「フッ化物洗口の動画」や「フッ素うがいの歌」を作成しましたので、下記に紹介します。

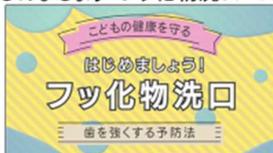


フッ化物洗口説明会の様子

- ① [はじめましょう フッ化物洗口（関係者や保護者の方向け）](#)
- ② [ふっそのうがいでむしばよぼう（園児や小学生向け）](#)
- ③ [フッ素うがいの歌（フッ化物洗口を行う1分間の歌）](#)

フッ化物洗口の動画 是非ご覧ください

①はじめましょう フッ化物洗口 関係者や保護者の方向け



②ふっそのうがいで むしばよぼう 園児や小学生向け



③フッ素うがいの歌 フッ化物洗口を行う1分間の歌とダンス



茨城県歯科医師会のホームページからご覧いただけます
8020・6424情報センター → はじめてみませんかフッ化物洗口

動画や歌は、「フッカマン」、「ムシーバ」など独自のアニメキャラクターとご当地よ坊さん「みがこーモン」のコラボや創作した歌とダンスなど、オリジナル感が満載です。園児や小学生に見せると、笑い声や歓声が上がって楽しくなります。マニュアルや動画は本会ホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。

また、本会では、フッ化物洗口推進委員会を立ち上げ、園嘱託歯科医や学校歯科医を対象とした研修会や情報交換会を行いながらフッ化物洗口実施施設の増加を図っています。県内でも地域によって取組の差があり、今後の実施継続や拡大には多くの課題がありますが、引き続き、県と連携しながら普及に努めていきたいと思っています。



動画にはフッ化物洗口推進委員が
みがこーモン T シャツを着て出演

5 最後に

私のフッ化物洗口普及活動の原点は、保健医療科学院の歯科衛生士研修、そして、行歯会の皆様と行った新潟県の弥彦小学校の視察です。『科学的根拠のあるフッ化物洗口を広めるのは歯科専門職の使命』としっかりインプットされました。ご指導いただいた先生方、視察を企画してくださった皆様には大変感謝しています。

行歯会だよりでは、科学院の研修でお世話になった先生方や共に受講した全国各地の歯科衛生士の皆様のご活躍の様子を拝読し、元気をいただいております。

今後も賛助会員として、行歯会の情報を業務に活かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 災害歯科保健医療体制研修会参加報告<西日本ブロック>

島根県 浜田保健所 健康増進課
健康づくり係長 加戸 三喜

令和6年2月18日(日)に標記研修会を受講しましたのでご報告いたします。

私が受講した際には、能登半島地震への派遣報告が新たに加わった構成となっていました。



1 能登半島地震への派遣報告(日本歯科医師会)

本研修をもとに令和4年3月にJDATが構成され、今年1月1日におきた能登半島地震にも派遣。災害発生後20分後には災害対策本部を設置し、翌日には災害救助法が適用された新潟県、富山県、石川県、福井県の各歯科医師会へ大規模災害発生時等における歯科医療に係る支援助物資要請確認票をメール送信。各都道府県歯科医師会へ関係通知を送信し、メール送信の3日後に石川県歯科医師会から要請があり、岐阜県、愛知県、福井県の各歯科医師会に歯科診療車の貸与について依頼。JDATの派遣は災害発生から6日後の1/7～から開始されました。

2 事前研修のおさらいと国の防災対策について関係者とのディスカッション

事前研修はe-Learningで約半日受講し、事前研修だけでもとても濃い内容の研修でした。研修当日では、内閣府や厚労省、防衛省、警視庁、海保から大規模災害時における各省庁での対応や災害が起こるたびに災害医療が整備されている実態、身元確認のための歯牙鑑定的重要性や正確性についてお話されました。

ディスカッションでは、「災害時の各省庁との連携」「歯科に臨む災害時対応」の2つのテーマについてお話がありました。歯科に臨む災害時の対応として、痛みや不具合による食事困難者へ治療をすること、口腔衛生不良からの肺炎の併発を防ぎ慢性期における悪化を防ぐことが期待されていました。また、歯牙鑑定による身元確認作業では、歯科専門職には大きな精神的ストレスがかかるため平素からの準備やストレス対策が体制整備としても重要であると認識しました。

3 演習

午後の研修は全て演習でした。テーマは5つあり、集団・個別アセスメントや計画立案、外部支援終了時の調整とフォローといった内容です。JDATとして自身が派遣されたらという前提のもとで演習を行い、中には避難所で避難生活を送っておられる方の事例に対しどう対応するのかというワークもありました。歯科専門職として派遣されていても、避難所で目にした方のすこし気になる点や気づいた点を関係者にしっかりつなぐ大切さを改めて感じました。

4 研修をとおして

災害直後の研修でもあり、地元で大規模災害が起こったらと考えながら受講できました。平時にできていないことは災害時にもできないため、平時からの備えがとても重要であり、関係機関等との密な連携が必須であると改めて学びました。また、災害には終了があること、災害発生時から復興に向けた想定をしながら支援することなど、今後を引き継ぐためにも地域連携、多職種連携がとれる体制整備を今後も意識してまいりたいと思います。

とても貴重な研修を受講させていただき、ありがとうございました。

4 先輩からのエール

「行歯会のこれまで、歯科行政のこれから」



前埼玉県本庄保健所長
遠藤 浩正

はじめに、本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」で犠牲となられた皆様、被災をされた皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、お見舞い申し上げます。

また被災地での復旧復興に当たられているすべての関係者の皆様に心より敬意を表します。

平素より、貴会の活動を通して歯科口腔保健に関する貴重な情報を賜り、厚く御礼申し上げます。こうした情報が業務の参考、充実につながっておりました。

さて、私事で恐縮ですが、令和6(2024)年3月を以て埼玉県を退職し、27年間にわたる公衆衛生歯科医師としての勤めを離れることになりました。

3年前、小職自身も大腸がんを患いましたが、同じ年妻が脳内出血に倒れ、幸いにも命に別状はありませんでしたが、左半身に麻痺が残り、日常生活にも不便しております。妻からの強い希望もあり、今後は家庭で妻の介護と家事の務めを果たそうと決心しました…娘からは「リングも剥けないのに、パパ大丈夫?」と心配されていますが、30数年前の結婚式の際、神主さんの祝詞に「病める時も健やかな時も相見えあい…」というのがあったのを思い出し、神様との約束を違える訳にもいかないので(笑)、妻を支え、支えられながら過ごしていきたいと思っています。

実は数年前から上席には申し入れをしていたのですが、ご承知のとおり COVID-19 が日本のみならず全世界に蔓延し、保健所の責任者として最前線に立っての業務にあたるのが求められました。

COVID-19 について、ここでは多くを述べませんが、保健所の役割について、公衆衛生行政について、また偏見・差別についてなど様々なことを考えるきっかけになりました。この間一番長く在籍していたのが県内でも小規模の保健所だったため、慢性的に人手が足りない中、夜間県民や医療機関、救急隊などからひっきりなしに入る電話対応にも当たりました。午前2時、3時にかかってくる電話に対応すると以後は眠れず、白々と夜が明けるのを待って出勤する、という日がありました。それでも私などはまだよい方で、保健師さんはこれが日々繰り返される中で心身の不調を訴え、遂には退職に至ってしまったケースもありました。私にとっては痛恨極まる出来事で、自分の至らなさ、力の無さに忸怩たる思いでした。

これは私に限らず、行歯会の皆さまも同様のご苦労があったことと思います。この間私たちは「公衆衛生」という枠の中で対峙してきたわけですが、最近になり様々な立場の方のお話を伺うと、それぞれの分野で大変なご苦労があったことに気付かされました。いろいろなところで申し上げてきたことですが「社会のみんながエッセンシャルワーカーである」ことを実感した次第です。

コロナ禍では様々な公衆衛生活動も縮小を余儀なくされた訳ですが、2023年東京で開催された久方ぶりの「夏ゼミ」に参加し、毛利泰士ゼミ長(厚生労働省)のもと大変充実した内容に、厳しい状況の中でも若い力は確実に育っているなあ、との思いを強くしました。こうした方々に「バトンタッチ」できるのは幸せなことです。また対面で久しぶりに旧知の仲間の皆さんとも顔を合わせることができたのも嬉しく感じた次第です。それぞれの職場では「究極の一人職種」である行政歯科職ですが、私自身が故 井下英二先生(元滋賀県庁。全国初歯科医師の保健所長)はじめ多くの先輩、後輩と出会い、心豊かに公衆衛生に取り組めたように、全国には多くの仲間がいることを忘れずにいてほしいと願っています。

また、「行歯会だより」では冒頭に述べた通り多くの有益な情報を提供いただきました(第187号に掲載された熊本県人吉保健所の楠田保健予防課長さんのお話には共感するところが多くありました)。とりわけ丸岡三紗さん(香川県まんのう町国保診療所の歯科衛生士さん)の原稿にはほんとうに多くの貴重な示唆を戴きました。彼女との出



の印象しかない方もいるのではないのでしょうか。「県内ほぼ琵琶湖」とイメージしている方もいるかもしれませんが。なので補足説明、というか反論しますと、実は琵琶湖の面積は県土の約6分の1に留まります。「十分、琵琶湖だよ」というつつこみが入るかもしれませんが、6P チーズの丸い箱の中央にチーズを1つ置いた状態を想像してみてください。それが滋賀県です。



加えて、山地が県の2分の1以上を占めているため、湖と山を除いた残り3分の1の土地に人口140万人が収まっている計算です。可住地面積は大阪府よりも狭いとのこと(出典: Wikipedia)。京都や大阪のベッドタウンとして、比較的若い世代の居住が伸びているため高齢化率は27.2%(R6.1.1時点)と全国平均を下回っていることも隠れた特徴のひとつです。

県内には19の市町があり(村はない)、基礎自治体の数が少ないことは行政的な特徴だと思います。県内市町向けの周知作業が比較的楽ですし、案件によっては全市町に直接丁寧に働きかけることが可能です。

歯科保健行政で特筆すべきは、県内にある7保健所(うち1か所は中核市である大津市が設置している保健所ですが、)すべてに歯科衛生士が配置されていることです。なかなか珍しいのではないのでしょうか。当然、分掌事務は歯科保健だけではなく、地域歯科保健に真面目に取り組める環境が整っていると思います。保健所単位での地域歯科保健の推進が可能な体制です。また、令和6年4月から歯科医師が新たに一人採用され、県庁には私を含めて歯科医師が二人配置されている状況です。恵まれていると言えるこの状況から、どのような歯科保健が展開されるのか、ここには書けない不安材料も含めて、しばらく退屈する暇はなさそうです。

多くの自治体で同じような状況だと思いますが、ここ数年間は、新型コロナウイルスの影響を挟んで、昨年度の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定が重なり、歯科保健のターニングポイントになる期間だったと考えています。ここを乗り越えて、令和6年度からは各地で様々な地域歯科保健が展開される、ぼんやりとした予感がしています。行歯会を通じて、今後とも活発な情報交換に参加できれば幸いです。今月の世話役のつぶやきでした。

●●●●● 島根県 ●●●●●



島根県 出雲保健所 健康増進課
歯科衛生主任 林 はづき

行歯会の皆様、日頃は貴重な情報をいただきありがとうございます。

行歯会だよりで皆様の様々な御活躍に刺激をいただきながら、自分自身まだまだ頑張らねば…と日々痛感しております。

◆最近のトピックス

島根県では、令和5年度から「島根県歯と口の健康づくり計画(第3次)」がスタートしており、歯科保健対策を推進するうえでの基盤となっています。前計画の評価から、特に青壮年期からの「健康な口腔状態の維持」について課題が多いことが明らかになり、この第3次計画では、生涯を通じた切れ目のない支援に向けて「働き盛り世代の歯周病予防」「高齢者の口腔機能維持・向上」「食育との連携」の3点をポイントとしています。

「第3次島根県歯と口腔の健康づくり計画」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/shika/sanji.html>

また、今年度は「健康長寿しまね推進計画(第2次)」(健康増進計画)が最終年を迎え、次期計画の策定作業中です(記事が掲載されるころには完成しているはず)

当県の特徴として、これまで医療圏域ごとに健康増進計画を策定して取組を進めてきたということがあります。次期計画からは県計画に包含されますが、引き続き、各圏域が地域の特色・課題に応じて取組を推進することとしています。

もちろん、これまでの取組もそうですが、引き続き各機関・団体、県民の皆様と一緒に健康づくりを進めていきたいと思えます。

◆世話役のつぶやき

本県の歯科技術職員の配置状況は、県に歯科医師(保健所長)1名、歯科衛生士は県高齢者福祉課(地域包括ケア)



に1名、県保健所に2名と多くありません。また、県内19市町村のうち歯科衛生士の配置があるのは4市町のみと少ないため、歯科専門職以外の職種が歯科保健事業を担当しているところがほとんどです。歯科専門職同士のつながりも大切にしつつ、職種や職場を越えて顔の見える関係づくりの大切さを感じています。(年度が変わると新しい担当者の顔が分からないということも多々あります…泣)

この「つぶやき」を執筆しているのは年度末真ただ中の3月で、仕事もプライベートもあわただしくなってきました。4月からは世話役も交代することになりますが、引き続き皆様からいただいた情報を活用させていただきながら、取り組んでいきたいと思ひます。ご指導のほどよろしくお願ひします。

♪ 編集後記 ♪

昨年4月に職場を移り、もう1年が経過したという事実に震えています。

今月号から1年間、編集を担当することになりました。不安でいっぱいですが、来年の今頃にはいい思い出になっていると信じて頑張ります。至らない点も多々あるかと思ひますが、どうぞよろしくお願ひいたします。(T)



皆さま年度末からお忙しい日々をお過ごしのことと思ひます。私は4月から新たな職場になり、例年より遅めの桜を見ながら、新たな気持ちで通勤しています。



4月からT先生と編集を担当します。どうぞよろしくお願ひいたします。(I)

*今月号より、編集担当理事が田中(北九州市)、五十嵐(茨城県)の体制になりました。